

柳井地区広域消防組合公告第三号

次のとおり条件付一般競争入札を実施します。

平成二十四年四月二十四日

柳井地区広域消防組合 管理者 井原 健太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

消防救急デジタル無線システム整備工事

(二) 工事場所

柳井地区広域消防本部他六署所及び山上基地局三箇所

(三) 工事の概要

ア 消防本部他山上基地局三箇所の多重無線設備の新規整備

イ 消防本部他山上基地局三箇所の消防救急デジタル無線基地局設備の新規整備

ウ 柳井消防署他五出張所の消防救急デジタル無線（卓上型固定移動局）の新規整備

エ 消防救急デジタル無線（車載型無線装置）の新規整備

オ 消防救急デジタル無線（携帯型無線装置）の新規整備

カ 車両動態表示装置（AVM）の新規整備

キ 山上基地局三箇所の高所カメラ新規整備

(四) 工期

本契約成立の日の翌日から平成二十七年二月二十七日まで

## 二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- (二) 平成二十三・二十四年度柳井市建設工事競争入札参加資格者、平成二十三・二十四年度周防大島町建設工事等入札参加資格者、平成二十三・二十四年度上関町建設工事等競争入札参加資格者又は平成二十三・二十四年度平生町建設工事競争入札参加資格者のうち、「電気通信工事」の認定を受けていること。
- (三) 電気通信工事業について、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第六項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

- (四) 平成十四年四月一日以降に国又は地方公共団体等が発注した工事で、元請負人として、消防救急デジタル無線整備工事又はデジタル防災行政無線整備工事の施工した実績（当該工事に係る機器を自ら設計製造したものに限る。）を有しており、一件の工事の契約金額が五億円以上であること。

- (五) 公告の日から平成二十四年五月三十一日までのいずれの日においても当組合構成市町（柳井市・周防大島町・上関町・平生町）建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (六) 入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係（申請書提出日において三箇月以上）にある者で、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受講した監理技術者を本工事の工事現場に専任で配置できること。なお、申請書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、本工事の契約日までに確定することを条件として、複数の技術者を記載することを認める。

## 三 契約条項を示す場所

柳井地区広域消防本部警防救急課 柳井市南町五丁目四番一号

## 四 入札を執行する日時及び場所

平成二十四年五月三十一日 午後二時 柳井地区広域消防本部

五 入札に係る手続き

入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十四年五月八日午後一時までに柳井地区広域消防本部警防救急課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書類を平成二十四年五月九日までにファクスで通知する。

- (一) 一般競争入札参加申請書（第一号様式）
- (二) 特定建設業の許可通知書の写し
- (三) 同種、類似工事の施工実績について記載した書類（第二号様式）
- (四) 主任技術者又は監理技術者の資格、工事経験について記載した書類（第三号様式）

六 入札保証金

免除する。

七 入札無効

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 郵便又は電信による入札
- (三) 記名押印のない入札
- (四) 工事費内訳書の提出のない入札
- (五) 前号までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

八 落札者の決定方法

柳井市契約規則（平成十七年柳井市規則第五十二号）第十一条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

九 その他

- (一) 入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書の提出を求める。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

(三) 設計図書は、平成二十四年四月二十五日から同年五月三十日までの午前九時から午後四時までの間、柳井地区広域消防本部警防救急課において、縦覧に供するとともに、二の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

(四) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は柳井地区広域消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(五) 詳細については、柳井地区広域消防本部警防救急課（電話〇八二〇―二三―七七七三）に問い合わせること。